

令和3年度「エネルギー消費量等報告制度に関するオンラインセミナー」質問・回答集

＜提出者に関する質問＞

- Q 1 施設を管理している者（管理者）が「対象建築物の所有者から、その建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者」に該当する場合、報告書の提出者名は、所有者もしくは管理者どちらを記載すればよいか。
- A 1 報告書の提出者欄は、所有者の情報を記載していただくことを原則としておりますが「エネルギー消費量等報告書に関する要綱」に該当する場合は、管理者情報を記載していただいてもかまいません。
- Q 2 事業の用に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上ある建築物を1棟全て賃借している。誰が報告書を提出するのか。
- A 2 本制度は、所有者又は実質的な管理者等が報告を提出してください。
詳細については、次のとおり「エネルギー消費量等報告書に関する要綱」に規定しています。
- ・対象建築物の管理組合の代表者
 - ・上記の管理組合が構成されていない場合は、対象建築物の共有者又は区分所有者の中から選んだ代表者
 - ・対象建築物の全部を賃借等の理由により、事実上占有している者
 - ・対象建築物の所有者から、その建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者
- Q 3 区分所有者が所有する建築物の場合は、誰に報告義務が課せられるのか。
- A 3 区分所有者の中から代表者を選出いただき、各区分所有者のエネルギー使用量を取りまとめたうえ、報告書を提出してください。詳細については、「エネルギー消費量等報告書に関する要綱」に記載がありますので、御確認ください。
- Q 4 複数の事業者が入居している、テナントビルを所有している。ビル全体を取りまとめて報告するものなのか。それとも各テナントが報告することになるのか。
- A 4 所有者（「エネルギー消費量等報告書に関する要綱」で定める所有者とみなす者を含む）にて、各テナント使用分、共用分等の建築物全体のエネルギー消費量を取りまとめたうえ、報告書の作成・提出をお願いします。

<対象要件に関する質問>

Q 5 京都市内にある建築物のみが制度の対象となるのか。

A 5 京都市内の建築物のみ本制度の対象となります。

Q 6 同一敷地内に、事業の用に供する部分の床面積の合計が1,000㎡に満たない建築物が複数棟ある。合算すると1,000㎡以上となるが、制度の対象となるか。

A 6 本制度の対象外です。報告義務はありません。

Q 7 敷地内に複数の建築物があり、事業の用に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるものと超えないものが混在している。どのように報告書を記載すれば良いか。

A 7 建築物1棟あたりで、事業の用に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の建築物のみ本制度の対象となります。建築物1棟あたりで、事業の用に供する部分の床面積の合計が1,000㎡未満の建築物については、報告いただく必要はありません。

Q 8 敷地内に複数の建築物があり、それぞれ事業の用に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えている。この場合、建築物ごとに報告しなければならないか。

A 8 原則、建築物ごとにエネルギー消費量を報告してください。

ただし、建築物ごとのエネルギー消費量が把握できない場合は、他の建築物と合計したエネルギー使用量を報告していただいても構いません。その場合、合計したエネルギー使用量に倣い、床面積も合計して報告してください。

Q 9 本制度の対象となる建築物を京都市内の別敷地に複数棟所有している。報告書はどのように作成すればよいか。

A 9 それぞれの敷地ごとに報告書を作成し、提出してください。

Q 10 本制度の説明に出てくる、特定事業者とはどんな事業者か。

A 10 特定事業者とは「京都市地球温暖化対策条例で定める、1年間のエネルギー使用量が原油に換算して1,500k1以上等」事業活動においてエネルギー消費量の多い事業者についての条例上の呼称です。

Q 11 特定事業者が所有する事業の用に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の建築物は、本制度の対象となるのか。

A 11 京都市地球温暖化対策条例に基づく「特定事業者」は本制度の対象では無いため、報告義務はありません。

なお、京都府、他の市町村、国などが実施する「エネルギー使用量を報告する制度や、他の特定事業者制度」と本制度の関連は無いため、報告義務の対象となります。

Q 1 2 建築物の使用頻度が低く、エネルギー使用量が少ない。このような場合でも制度の対象となるのか。

A 1 2 エネルギーを少しでも使用している場合は、本制度の対象となります。

Q 1 3 制度の対象となる建築物を、今年度で売却する。来年度の報告時には所有していないが、報告書の提出義務はどうなるのか。

A 1 3 毎年4月時点で、対象建築物の所有者に報告義務が課せられます。年度途中で売却された場合、来年度の報告は新たな所有者に報告義務が課せられこととなります。売却・閉業等が生じたときは、京都市地球温暖化対策室に御連絡ください。

Q 1 4 建築物内に「住居の用に供する部分」と「事業の用に供する部分」が混在している。対象建築物の判断はどうすればよいか。

A 1 4 「住居の用に供する部分の床面積」は報告対象外であるため除外し、「事業の用に供する部分のみの床面積の合計」で対象建築物を判断してください。

Q 1 5 所有している建築物が報告の対象か否かについて、所有者で調査・判断しなければならないのか。

A 1 5 本制度と同要件の「事業用大規模建築物減量計画書」の対象者には、本制度に関する御案内をしておりますが、御案内が届かない場合においても、所有者にて本制度に該当するか御確認ください。

Q 1 6 自動洗濯機や上屋・キャノピー・外付けのトイレ等は対象となるのか。制度における建築物の定義とはなにか。

A 1 6 本制度での「建築物」の定義は、建築基準法に基づく「建築物」としております。御質問の上屋・キャノピー・外付けトイレについても、建築物と考えられます。判断に困る場合は、地球温暖化対策室に御相談ください。

<報告書の記載方法に関する質問>

Q 1 7 識別コードはどこに記載されているのか。

A 1 7 3月末に京都市からお送りする案内に記載されています。なお、識別コードがわからない場合は空白としておいてください。

Q 1 8 対象建築物が複合施設（商業及びオフィスの複合施設）の場合、どの分類にすればよいか。

A 1 8 ひとつの建築物で複数の用途がある場合、エネルギー使用量が最も多いと思われる用途を選択してください。

- Q 1 9 報告するエネルギー種に水道使用量が入らないのはなぜか。
- A 1 9 水道水は、建物で使用するエネルギーではありませんので、対象外としています。
- Q 2 0 1年分のエネルギー使用量は、エネルギー供給事業者の請求月を見て、合計して算出すればよいのか。
- A 2 0 請求月ではなく、請求書に記載されている「使用月」に基づき判断してください。(請求書に〇月分と記載されています。)
使用月が「4月から翌年3月分まで合計」したエネルギー使用量を報告書に記載してください。
- Q 2 1 社車で利用しているガソリンや軽油は報告の対象か。
- A 2 1 本制度の報告書に記載していただくエネルギー使用量は「建築物で利用したエネルギー」のみを対象としています。
自動車等で消費したエネルギーについての報告は不要です。
- Q 2 2 機械部品の洗浄に灯油を利用している。この制度で報告する義務はあるか。
- A 2 2 エネルギーとしてではなく、洗い油としての灯油を利用されている場合、報告は不要です。
- Q 2 3 都市ガス、プロパンガスを両方使用している。合計して記載すれば良いか。
- A 2 3 合計して記載してください。
- Q 2 4 非常用発電機の燃料使用量は、試験運転に伴うものだけの少量であるため正確には把握できない。給油した時に給油量を使用量とすれば良いか。
- A 2 4 非常用発電機の使用量について、年間で使用した量が分かる場合は、その使用量を記載してください。
分からない場合は、給油量を使用量として記載してください。
- Q 2 5 太陽光にて発電した電力量についての記載はどのようにすればよいのか。
- A 2 5 太陽光発電設備について、発電量についての報告は不要です。太陽光パネルの設置容量のみ記載してください。

<提出に関する質問>

- Q 2 6 初回の報告は、いつになるのか。
- A 2 6 報告書は令和4年度より、本制度の運用が開始されます。なお、令和4年度の報告書は、令和4年4月1日から令和4年5月31日までの間に提出してください。

Q 2 7 市内に複数事業所があり，提出先の環境共生センターについて，北部と南部両方の管轄エリアにまたがって所在している。どちらかのセンターにまとめて提出してもよいか。

A 2 7 管轄の環境共生センターに提出をお願いします。

<その他>

Q 2 8 3月末に京都市から案内が届くのは，対象建築物の所有者のみか。

A 2 8 本制度と同要件の「事業用大規模建築物減量計画書」の対象者には，提出案内をお送りします。

本制度の対象要件に該当する建築物を所有しているにも関わらず，提出案内が届いていない場合は，地球温暖化対策室まで，御連絡ください。

Q 2 9 この制度において，立入調査や監査は行われるのか。

A 2 9 現時点において，立入調査や監査の予定はありません。